**みんなの尼崎大学事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要領**

**１　事業趣旨及び目的**

　　尼崎市（以下「本市」という）においては「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定するとともに、「ひと咲き まち咲きあまがさき」をまちづくりのキャッチフレーズとし、このまちに関わるより多くの人たちが学び合い、生き生きと活動できるようなまちづくりを進めている。その中で、「みんなの尼崎大学」は、地域づくりに取り組む“人づくり”に向け、プラットフォームとなり、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を地域や活動に活かすことのできる環境づくりに取り組んでいる。 本委託業務は、その取組のさらなる推進のために、みんなの尼崎大学事業支援業務を委託するものである。

**２　公募に関する概略**

（１）　業務名

みんなの尼崎大学事業支援業務

（２）　業務仕様

　　　　別添「みんなの尼崎大学事業支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（３）　契約期間

　　　　契約締結日から令和８年３月３１日までの単年度契約とする。ただし、令和７年度の予算が議会の議決を得られないときは契約を締結しない。

なお、令和８年度については、本委託業務の特性上、単年度だけでなくより長期の視点で取組を進める必要があることを考慮し、本委託業務実施状況等が良好であると認められる場合、公募型プロポーザルを行わず、委託契約を継続する。令和８年度についても、予算が議会の議決を得られないときは契約を締結しない。

（４） 提案上限額

５，９１８，０００円（消費税を含む。）を上限とする。

（５） その他

　　　 本委託業務に係る契約は、委託者である本市と受託者が目的及び課題を共有するとともに、

お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携し、協働の契約

の取組を行う協働契約とする。本市及び受託者は、本事業を実施するにあたり、対話を重ねる

こと及び合意に向けて努力を積み重ねることを基本とする。

**３　公募型プロポーザル参加者の資格条件**

（１） 「尼崎市登録業者名簿」に搭載されている者であること。

（２）　仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び尼崎市

の指示に柔軟に対応できる者

（３）　国税、地方税を完納している者

（４）　提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

（５）　次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

イ　 尼崎市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）

に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

エ　自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者が

その経営に実質的に関与している者

（ア）　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とす

る団体

　 （イ）　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

（ウ）　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をい

う。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

（エ）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（暴力団排除条例（平成２２年兵庫県条例第３５号）第７条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。）

（オ） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）

第５条及び第８条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

　 （カ） 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

**４　企画提案競技参加の手続き**

（１）　公募型プロポーザル応募申請書の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は公募型プロポーザル応募申請書(様式１)に必

要事項を記入し、次のとおり提出するものとする。なお、応募者は、公募型プロポーザル応募申請書(様式１)の提出をもって、本募集要領の内容を承諾したものとみなす。

ア　提出期限

令和７年２月５日（水）午後５時まで

イ 提出書類

公募型プロポーザル応募申請書(様式１)

ウ　提出方法

　持参または郵送とする（郵送の場合も期限まで必着）

エ　提出先

尼崎市　総合政策局　協働部　生涯、学習！推進課

〒６６１－０９７４　尼崎市若王寺２丁目１８番５号

あまがさき・ひと咲きプラザ　アマブラリ２階

（２）　 企画提案書の提出

公募型プロポーザル応募申請書(様式１)を提出した者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア　提出期限

令和７年２月１０日（月）午後５時まで

イ 企画内容

　仕様書に基づき、応募者としての支援方針やアピールポイントを明記してください。

ウ　提出方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 名称 | 様式番号 |
| １ | 企画提案書表紙 | 様式３－１ |
| ２ | 業務実施体制報告書 | 様式３－２ |
| ３ | 業務受託実績書 | 様式３－３ |
| ４ | 企画提案書 | 任意様式  (A４　１０枚程度) |
| ５ | 見積書 | 様式３－４ |
| ６ | 会社概要書 | 様式３－５ |

エ　提出部数

１０部（正本１部、副本９部）

オ　提出方法

　 　 持参または郵送とする。（郵送の場合も提出期限までに必着）

カ　提出先

尼崎市 総合政策局 協働部 生涯、学習！推進課

　　 　〒６６１－０９７４　尼崎市若王寺２丁目１８番５号

　　 　あまがさき・ひと咲きプラザ　アマブラリ２階

キ　その他

（ア）採否に関わらず、提出された書類は返却しない。また、提出された書類等は他の目的

には使用しない。

　 （イ）公募型プロポーザルに関して応募者が要する経費は、応募者の負担とする。

（３）　質問等の受付

　　　　本要領及び仕様書の内容に関して質問等がある場合は、質問書（様式２）を提出すること。

ア 提出期限

令和７年２月３日（月）午後５時まで

イ　 提出方法

　　 電子メールを用い、件名を「プロポーザル質問○○○（法人名）」として提出すること。

（来庁、電話、ＦＡＸでの質疑は受け付けない。）

ウ　 提出先

　　 尼崎市 総合政策局 協働部 生涯、学習！推進課

　　 送付先アドレス：[ama-ucma@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-ucma@city.amagasaki.hyogo.jp)

エ　 回答方法

　　 質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本

要領を掲載している画面と同一画面上）にて随時公表します。

　　 ※原則、令和７年２月５日（水）までに回答します。

オ　注意事項

　　 審査基準等に関する質問には一切お答えできません。

（４）　 応募の辞退について

　　　 企画提案書を提出後に、応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入の上、辞退

届（様式４）を提出すること。

**５　契約候補者の選定**

（１）　選定方法

　　　公募型プロポーザル方式とする。

　　　プレゼンテーションを実施し、別途設置する「みんなの尼崎大学支援業務事業者選定会議」

（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し契約候補

者を選定する。

ア　実施予定日

　　 令和７年２月１８日（火）

イ　開催予定場所

　　　 市役所本庁南館地下１階１－１会議室

　　　 なお、集合時間及び説明開始時間については、対象者に個別に通知する。

ウ　説明方法

　　　 応募者ごとに説明する。（説明時間は２０分程度、質疑１０分程度）

　　　 パワーポイント等を利用する場合には、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意

するが、パソコンについては応募者の持込とする。

エ　結果通知

令和７年３月３日（月）予定

（２） 選定基準

　　　 仕様書に掲げる「４　委託業務内容」の項目について提案内容を評価し、総合的に選定を行う。

なお、選定会議において、市内事業者、準市内事業者からの提案に対して、地域経済活性

化の観点から一定の加点を行うこと、また、市外事業者を含め、事業実施にあたって市内在

住者を雇用するなど地域経済の活性化が図られる配慮を行う提案があった場合、一定の加点

を行うことがある。

（３） 契約候補者の選定と契約

ア 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定する。

イ 応募者が一者の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、企画提案の内容が仕様及び審査の最低基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

ウ 選定後、契約候補者は本市と本委託業務について、業務内容、履行方法、支払方法などについて調整・協議し、業務の発注準備が整った段階で随意契約により契約を締結する。

エ 契約候補者が契約の締結を辞退した場合、また契約締結時までに応募要件を欠いていることが判明した場合には、次点の応募者を契約候補者とする。

オ 契約に当たっては法令を遵守する。

（４）　その他

提出された応募資料一式及び本委託業務について、情報公開請求があった場合には、尼崎市情報公開条例第７条第１号から第６号に該当する場合を除き、原則公開する。

なお、本契約候補者の選定は、令和７年度予算について、尼崎市議会における議決がなされることを前提に行うものであり、議決がなされない場合は、この選定そのものが無効となる場合がある。

**６**　**日程**

（１）　公募型プロポーザル応募申請書及び企画提案書受付開始日

令和７年１月１７日（金）

（２）　質問締切日

令和７年２月　３日（月）午後５時まで

（３）　公募型プロポーザル応募申請書提出締切日

令和７年２月　５日（水）午後５時まで

（４）　企画提案書提出締切日

令和７年２月１０日（月）午後５時まで

（５）　プレゼンテーション審査実施日

令和７年２月１８日（火）予定

（６）　プレゼンテーション審査結果（採否）通知日

令和７年３月　３日（月）予定

（７）　契約締結など

選定結果の通知以降、調整・協議を経た後、速やかに行う

**７　問い合わせ先**

尼崎市 総合政策局 協働部 生涯、学習！推進課（担当：梶川・堀内）

〒６６１－０９７４　尼崎市若王寺２丁目１８番５号

あまがさき・ひと咲きプラザ　アマブラリ２階

電話：０６－４９５０－０３８７　FAX ：０６－６４９１－５１９０

Email：ama-ucma@city.amagasaki.hyogo.jp

以　　上